平成２８年（フ）第２５０号
千葉県佐倉市田町121番地１　モアクレストアルファス佐倉512号、破産手続開始決定時の住所千葉県佐倉市田町121番地１　モアクレストアルファス佐倉420号
破産者　藤田　良一
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２９０号
千葉県白井市富塚822番地の内１
破産者　中村　光伸
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２９１号
千葉県白井市富塚822番地の内１
破産者　中村　洋子
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第６５７号
川崎市麻生区白山５丁目１番３－403号
破産者　株式会社シュウエイ
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第７００号
川崎市川崎区渡田新町１丁目13番11号
破産者　有限会社ファースト
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２６１号
福井県鯖江市水落町２丁目26番31号
破産者　株式会社シンワ
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２７３号
福井市若杉浜２丁目705番地
破産者　有限会社ヤマグチ金物機工
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２号
奈良市三条添川町９番21号
破産者　株式会社サンギ
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第９５３号
東京都府中市本町４丁目12番地の39本町ハイツ２－Ｂ
破産者　國分　弘成
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２１１号
東京都立川市高松町２丁目26番９号伊勢屋ハイツ102号
破産者　和田　仁一
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１３１２号
東京都青梅市千ヶ瀬町３丁目490番地青梅荘
破産者　井原　勝美（旧姓内田）
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１３１３号
東京都八王子市裏高尾町273医療法人財団青渓会駒木野病院、住民票上の住所東京都日野市栄町３丁目３番地の５
破産者　田中　　聡
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３４８号
相模原市中央区相模原７丁目３番４－303号
破産者　株式会社再春学館
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１１７２号
京都市山科区勧修寺東栗栖野町12番地34
破産者　株式会社ベイリー
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４９３号
岡山市北区大元１丁目７番７号大益ハイツ501号
破産者　有限会社ワイ・エム・シー
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第３２７号
大阪府岸和田市今木町88番地の１
破産者　有限会社協和ブロック
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第６６７号
川崎市宮前区土橋４丁目９番地６
破産者　有限会社ファイブポインツ
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３０７号
群馬県伊勢崎市上泉町272番地４
破産者　株式会社カントウ
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２６８号
東京都八王子市緑町436番地11
破産者　横溝　澄恵
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８７７号
東京都町田市南成瀬４丁目11番地10シャンプレンハイツ南成瀬Ｉ１－２
破産者　久保眞由美
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７４９号
京都市下京区麩屋町通松原下ル上鱗形町512番地１
破産者　株式会社ニシムラ自動車
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係